

京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第48号）（総務局総務部文書課）

水道事業及び公共下水道事業の業務の効率的な執行を図るため、水道局及び下水道局を統合し、上下水道局を設置することとしました。

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第48号

京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部を改正する条例

京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「上下水道事業管理者」を「上下水道局長」に改める。

第3条中「につき水道局を,」を「及び」に,「下水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は,平成16年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条第6号を次のように改める。

(6) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部を改正する条例(平成16年3月31日京都市条例第48号)による改正前の京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第3条に規定する水道局の吏員

3 京都市水道局及び下水道局職員等厚生会条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員等厚生会条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 管理者及び上下水道局の職員の福利厚生を図るため,京都市上下水道局職

員等厚生会（以下「厚生会」という。）を設置する。

第2条に見出しとして「（補給金の交付）」を付し、同条中「管理者は」を「管理者は、」に、「定める範囲において」を「範囲内において、」に改める。

第3条に見出しとして「（会費）」を付し、同条中「会員は」を「厚生会の会員は、」に、「共済福利事業」を「福利厚生に係る事業」に、「ため」を「ため、」に、「負担する」を「納入しなければならない」に改める。

第4条を次のように改める。

（職員の提供）

第4条 管理者は、上下水道局の職員を厚生会の事務に従事させることができる。

第5条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「条例」を「条例の」に改め、「別に」を削る。

4 京都市水道事業基金条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「京都市上下水道事業管理者（以下「」及び「」という。）」を削る。

（総務局総務部文書課）